

サプライチェーンの強靱性に関する繁栄のためのインド太平洋経済枠組み協定

この協定の締約国は、

強靱性、効率性、生産性、持続可能性、透明性、多様化、安全性、公正性及び包摂性が、強靱で堅ろうなサプライチェーンの構築において、費用に加えて不可欠な考慮事項であること、

サプライチェーンの構築が、締約国の企業（特に中小企業）、労働者及び社会（女性、先住民、障害者、地方及び遠隔地の住民、マイノリティ並びに地域社会を含む。）にとって、質の高い雇用の創出、貧困の削減及び経済的機会の源となり得ること、

サプライチェーンの途絶が、特に、伝染病の世界的若しくは地域的なまん延、気象による事象、中央政府、地域政府若しくは地方政府によって宣言され、若しくは認定された災害、サイバー事案、物流の中断、原材料若しくは部品の供給不足、ボトルネック又は武力紛争によって生じ得ること、

サプライチェーンが、環境、健康及び安全並びに労働者の権利を尊重する予見可能で公正かつ競争的な市場の確立から利益を得ること、

予想外の事態に効果的に対応するため、安全かつ強靱なサプライチェーンを構築し、維持し、及び準備しなければならぬこと、

利害関係者の関与（特に、サプライチェーンの構築及び管理において主導的な役割を果たす民間部門並びに代表的な労働者団体の関与）が、サプライチェーンの強靱性の促進に不可欠であること、

信頼性のあるインフラストラクチャーが、サプライチェーンの効果的な管理並びに貨物及び物流に係るパートナー間のデータの安全な共有を円滑にするために不可欠であること、

各締約国の経済的及び地理的な特徴並びに能力の制約の差異が、サプライチェーンの強靱性に関する締約国の共同の取組に関して重要な考慮事項であること並びに

世界貿易機関を中核とするルールに基づく多角的貿易体制に支えられた公正で開かれた市場が強靱なサプライチェーンの構築の基盤となること及び締約国が世界貿易機関設立協定の下でのそれぞれの義務と整合的に行動する意図を有することを認識し、

リスクの意識を促進し、並びにポトルネットワーク及びサプライチェーンの途絶を特定するため、各締約国の法令及び政策に従い、サプライチェーンの透明性を高め、及び締約国と民間部門との間の情報の共有を強化す

ること、

強靱性及び包摂性を促進し、相互の連結性を促進し、締約国間及び締約国内で繁栄の共有を進め、並びに世界的な輸入先の集中から生ずる経済的なぜい弱性を防止するため、複数の供給者の利用を通じたサプライチェーンの多様化を奨励すること、

技能を有する労働力の養成並びに中核的なインフラストラクチャー、産業の能力及び強化された連結性の構築のため、投資を動員し、技術協力を奨励し、及び機会を促進すること、

包摂的な貿易及び投資に関する政策がサプライチェーンにおいて果たす有用な役割並びにこれらの政策の持続可能な経済成長への寄与に関する意識を向上させること、

この協定によって定義された労働者の権利を尊重するサプライチェーンを促進し、及び持続可能なかつ責任のある供給源に対する市場の需要を創出すること、

サプライチェーンの途絶及びその二次的な悪影響に対する防護に資するため、潜在的な供給不足、サプライチェーンのボトルネックその他類似のリスクに関する意識を向上させること、

締約国のサプライチェーンにおける物流上のボトルネック及びぜい弱性（陸路、空路、海路及び水路によ

る輸送、保管、港湾関連サービス並びにインフラストラクチャーに関連して生ずるものを含む。）に対処するため協力すること並びに

市場のゆがみを最小化し、業務上の秘密の情報を保護し、規制の遵守を促進し、及び市場原理を尊重することを希望して、

次のとおり協定した。

第A節 定義

第一条 定義

この協定の適用上、

「この協定」とは、サプライチェーンの強靱性じんせいに関する繁栄のためのインド太平洋経済枠組み協定をいう。

「中央政府」とは、次の政府をいう。

- (a) オーストラリアについては、連邦政府
- (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、国の政府

- (c) フィジー共和国については、国の政府
- (d) インド共和国については、中央政府
- (e) インドネシア共和国については、中央政府
- (f) 日本国については、日本国政府
- (g) 大韓民国については、中央政府
- (h) マレーシアについては、連邦政府
- (i) ニュージーランドについては、国の政府
- (j) フィリピン共和国については、国の政府
- (k) シンガポール共和国については、国の政府
- (l) タイ王国については、国の政府
- (m) アメリカ合衆国については、連邦政府
- (n) ベトナム社会主義共和国については、国の政府

「重要分野」とは、一の締約国の安全保障、公衆衛生及び安全又は重大若しくは広範な経済上の混乱の防

止にとって重要な物品及び関連する不可欠なサービスを生産し、又は提供する分野であつて、第十条の規定に従つて当該一の締約国が特定したものをいう。

「日」とは、暦日をいう。

「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に従つて設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体その他これらに類する組織を含む。）をいう。

「ILO」とは、国際労働機関をいう。

「ILO宣言」とは、二千二十二年に修正されたILOの千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する宣言及びその実施についての措置をいう。

「IPEF」とは、繁栄のためのインド太平洋経済枠組みをいう。

「IPEF労働者権利諮問委員会」又は「委員会」とは、第八条2の規定に従つて設置されたIPEF労働者権利諮問委員会をいう。

「IPEFサプライチェーン機関」とは、IPEFサプライチェーン理事会、IPEFサプライチェーン

危機対応ネットワーク、IPEF労働者権利諮問委員会又は第八条4の規定に従って設置された小委員会をいう。

「IPEFサプライチェーン理事会」又は「理事会」とは、第六条1の規定に従って設置されたIPEFサプライチェーン理事会をいう。

「IPEFサプライチェーン危機対応ネットワーク」又は「ネットワーク」とは、第七条1の規定に従って設置されたIPEFサプライチェーン危機対応ネットワークをいう。

「IPEFサプライチェーン」とは、締約国の経済における企業間の経済上、商業上及び貿易上の関係をいう。

「重要物品」とは、その欠乏が一の締約国の安全保障、公衆衛生及び安全又は重大若しくは広範な経済上の混乱の防止に著しい影響を及ぼすおそれがある原材料、仕掛品又は製造された材料、物品若しくは商品であつて、第十条の規定に従って当該一の締約国が特定したものをいう。

「労働者の権利」とは、次のものをいう。

(a) ILO宣言に述べられている次の権利（注）

注 これらの権利は、ILO宣言に従って解釈するものとする。

- (i) 結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認
 - (ii) あらゆる形態の強制労働の撤廃
 - (iii) 児童労働の実効的な廃止及びこの協定の適用上、最悪の形態の児童労働の禁止
 - (iv) 雇用及び職業に関する差別の撤廃
 - (v) 安全かつ健康的な作業環境
- (b) 最低賃金及び労働時間に関する受入れ可能な労働条件（注）

注(a) 「最低賃金に関する受入れ可能な労働条件」には、締約国の国内規制に従い、労働者に対し、又は労働者に代わって、賃金に関連する給付（利益の分配、賞与、退職金及び保健のための給付等）を提供するための要件を含む。

(b) この(b)の規定は、締約国の法令及び当該法令の下での慣行において当該締約国が決定する受入れ可能な労働条件を設定することに関連するものである。

「措置」には、法令、手続、要求又は慣行を含む。

「中小企業」とは、零細企業及び中小企業をいう。

「締約国」とは、この協定が効力を有する国又は独立の関税地域をいう。

「者」とは、自然人又は企業をいう。

「公表」とは、公衆が容易に閲覧可能である紙面又は電子的手段により情報を周知させることをいう。

「関連する不可欠なサービス」とは、重要分野における物品の生産又は移動に直接関連するサービスをいう。

「サプライチェーンの途絶」とは、(a)一又は二以上の締約国に影響を及ぼし、かつ、(b)材料、物品若しくは商品の生産若しくは国境を越える移動、材料、物品若しくは商品へのアクセス又は関連する不可欠なサービスの提供を著しく損なう深刻な中断、遅延又は不足であつて、影響を受けた一の締約国が決定したものをいう。

「WTO」とは、世界貿易機関をいう。

「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第B節 一層強固なIPEFサプライチェーンの構築

第二条 IPEFサプライチェーンの強化のための協力

1 締約国は、IPEFサプライチェーンの強靱性^{じん}、効率性、生産性、持続可能性、透明性、多様化、安全性、公正性及び包摂性を向上させるため、各締約国の経済的及び地理的な特徴並びに能力の制約の差異並びに異なる分野及び物品の個別の特徴を考慮しつつ、協力活動を行う意図を有する。

2 締約国は、IPEFサプライチェーンにおける投資の機会の魅力を高めるため、新たな方法を探求し、及び既存の取組を強化する意図を有する。

3 締約国は、重要分野、重要物品の生産、物理的な及びデジタルのインフラストラクチャーの構築、維持及び向上並びに輸送及び労働力に係る事業への投資を促進し、円滑にし、及び奨励する意図を有する。この投資の促進、円滑化及び奨励には、次のことを含めることができる。

(a) 締約国の経済における潜在的なパートナーを企業が特定することを支援するため、投資の使節団を組織し、及び官民間の共同の取組その他事業取引のあっせんに係る活動を奨励すること。

(b) 事業の範囲の設定、編成及び実施に関する専門知識を共有すること。

4 締約国は、物流サービス及び物流のインフラストラクチャーの改善並びに複合一貫輸送のための輸送路

の構築における改善（港湾、物流ハブ、道路及び貨物鉄道の開発、向上及びデジタル化を探索することを含む。）を促進する意図を有する。

5 締約国は、貿易円滑化に関連する指針、手続及び政策を可能な範囲内で調和させる意図を有し、また、当該指針、手続及び政策から企業が利益を得るよう支援するため、最良の慣行を共有する意図を有する。

6 締約国は、各締約国の法令（業務上の秘密の情報の保護に関するものを含む。）に従い、貨物のリスクの評価に係る最良の慣行を共有する意図を有し、また、国際貨物の安全に必要なデータを可能な範囲内で安全に共有するためのプログラムを開発することを検討する意図を有する。

7 締約国は、認定事業者制度に関する相互承認取決めによりサプライチェーンの強靱性^{じん}を強化することができるような慣行に係る情報を共有する意図を有する。

8 締約国は、市場の需要を満たし、及び調達先を多様化するため、IPEFサプライチェーンの強靱性^{じん}及び競争力を強化することに特に焦点を当てつつ、締約国の経済における企業による重要な物流上の投入物（注）の生産を奨励する意図を有する。

注 「重要な物流上の投入物」には、倉庫用設備、長距離用の輸送船、商業航空機、輸送用のコンテナ、車台、クレーン、ト

ラック及び鉄道車両並びにこれらの部品を含む。

9 締約国は、物品に用いる新たな材料を作り出す必要性を減ずることに資するため、各締約国の法令及び政策を尊重しつつ、更なる循環型の経済の一環として、資源の効率的かつ持続可能な生産、使用及び再生利用を促進する意図を有する。

10 締約国は、効率性、透明性及び安全性を向上させるため、貨物及び物流に係る企業間の情報技術の相互運用性及びデータの流通に資するデジタル技術に関する基準及び枠組みを策定し、及び採用することを奨励する意図を有する。

11 締約国は、物品の一の締約国の領域への輸入、当該一の締約国の領域からの輸出及び当該一の締約国の領域の通過のために当該一の締約国が交付し、又は管理する電子版の様式の英語による公表を奨励する意図を有する。

12 締約国は、石綿に関連する病気を予防し、及びIPEFサプライチェーンにおいて石綿よりも安全な代替製品の利用への移行を促進するため、技術援助及び能力開発を提供するよう協力する意図を有する。

13 締約国は、IPEFサプライチェーンにおけるイノベーションを促進するため、共同研究開発事業を探

求する意図を有する。

14 締約国は、企業（特に中小企業である製造者）が次のことを行うことを支援するため、リスク及び準備状況の評価、経済開発計画、技術援助及び能力開発その他の手段を用いる意図を有する。

- (a) 自己のサプライチェーンに対するリスク（例えば、サイバーセキュリティに係るリスク、単一の又は独占的な供給者によるリスク）を特定すること。
- (b) 自己の生産への投入物（特に他の締約国からのもの）を多様化すること。
- (c) 自己の産業の能力及び生産性を向上させること。
- (d) 製造及びサプライチェーンに関する高度な技術を採用すること。
- (e) 投入物を購入する自己の能力を強化させること。
- (f) 融資にアクセスすること（適当な場合には、輸出信用機関及び開発金融機関を通じて行うことを含む）。
- (g) 物流に係る費用を管理し、及び規模の経済から利益を得ること。
- (h) 関連する国際基準を採用し、及びこれに適合すること（試験及び認証の要件を満たすための支援を受

ける場合を含む。）。

(i) 自己のサイバーセキュリティに係るリスクを一層理解し、管理し、及び減少させること並びに自己のネットワーク、システム及びデータを積極的に保護すること。

第三条 IPEFサプライチェーンの強化のための行動の実施

1 各締約国は、IPEFサプライチェーンの強^{じん}靱性、効率性、生産性、持続可能性、透明性、多様化、安全性、公正性及び包摂性に影響を及ぼす貿易に対する障害を生じさせる不必要な制限又は阻害を最小化することを約束する。

2 各締約国は、自国の市場への外国直接投資を円滑にするための一又は二以上の連絡先又は適当な仕組みを設け、又は維持する意図を有する。当該連絡先又は当該仕組みは、実行可能な範囲内で、当該各締約国内で投資を行おうとする投資家その他の者が関連する情報を権限のある当局から入手するに当たって当該投資家その他の者を支援し、又はこの協定の対象となる投資の過程において生ずる問題の解決に役立てることができる。

3 各締約国は、通常の状態において、全ての書類を受領し、並びに適用される全ての手続及び要件を満た

した後できる限り速やかに腐敗しやすい物品の引取りを行うことを定める手続を採用し、又は維持する意図を有する。

4 各締約国は、可能な範囲内で、税関所在地の近く又は税関所在地に容易に到達可能な位置にある長期間低温で保管可能な設備の利用可能性を向上させ、及び当該設備への投資を促進する意図を有するとともに、輸入された物品の保管に係る選択肢を制限する差別的な政策及び手続を避ける意図を有する。

5 各締約国は、渡航に関する書類及び税関所在地への立入り許可に関連する国内措置に従って、当該許可を受けた運送事業者による陸上輸送、航空輸送及び海上輸送に係る税関所在地その他関連施設への出入りを円滑にする意図を有する。

6 各締約国は、サプライチェーンの効率性、持続可能性、安全性及び強靱性じんに関連する国際基準の策定過程への自国の利害関係者（特に中小企業）の参加の拡大を促進する意図を有する。

7 各締約国は、適当な場合には、IPEFサプライチェーンの強靱性じん、効率性、生産性、持続可能性、透明性、多様化、安全性、公正性及び包摂性に関連する政策及び措置の策定において、継続的に民間部門及び代表的な労働者団体と協議し、並びに当該民間部門及び代表的な労働者団体からの意見及び助言を考慮

するための機会を創出し、又は維持する意図を有する。

8 各締約国は、民間部門及び代表的な労働者団体と協議の上、重要分野及び重要物品に特に焦点を当てつつ、原材料から完成品までのサプライチェーンの透明性を向上させることを目的として、サプライチェーンの地図の作成に係る取組方法（適当かつ実行可能な場合には、流通管理に係る規範並びに生産及び物流に関連するデータの利用を含む。）を探求する意図を有する。

第四条 I P E F サプライチェーンを強化するための規制の透明性の促進

1 締約国は、規制の透明性、客観性、説明責任及び予見可能性が I P E F サプライチェーンの強靱性^{じん}を支え得るものであること及び重要分野又は重要物品への投資を可能とすることに資するものであることを認識する。

2 各締約国は、中央政府が採用し、又は維持する自国の法令であって I P E F サプライチェーンに関連するものを公表し、及び要請がある場合には、関連する公開情報（関連する例外又は免除についての詳細を含む。）を他の締約国に対して実行可能な範囲内で提供することを約束する。

3 各締約国は、自国の法令に適合する方法で、中央政府による規制の案であって I P E F サプライチェーン

ンに著しい影響を及ぼすおそれがあるものについて、意見提出のための合理的な機会を他の締約国に対して実行可能な範囲内で与えることを約束する（注）。

注 この3の規定は、規制が物品に適用される関税率を修正するものである場合には、当該規制については適用しない。

第五条 労働者の役割の強化

1 締約国は、各締約国が自国の重要分野又は重要物品のサプライチェーンにおいて十分な数の技能労働者を確保することができるよう支援する（質の高い教育、訓練及び能力開発を受ける機会の拡大を通じた労働者の技能の向上及び再開発によるものを含む。）ために協力する意図を有する。その協力には、実業界と学界との間の協力を含めることができる。

2 締約国は、IPEFサプライチェーンの包摂性を促進するための取組であって自国の法令に適合するものの（全ての者（女性、先住民、障害者、地方及び遠隔地の住民、マイノリティ並びに地域社会の者を含む。）が資源及び正式な訓練の機会を公平に利用することができることを確保することによるものを含む。）を行う意図を有する。

3 各締約国は、自国の経済における労働者の権利の実施及び自国の労働法令の執行を引き続き促進する意

図を有する。

4 各締約国は、労働者の権利に関連する政策及び措置の策定において、継続的に民間部門及び代表的な労働者団体と協議し、並びに当該民間部門及び代表的な労働者団体からの意見及び助言を考慮するための機会を創出し、又は維持する意図を有する。

5 締約国は、この協定に基づくサプライチェーンの強靱性^{じん}を改善するための取組が労働者の権利と整合的な方法によって行われるとの意図を有する。

6 締約国は、技能の資格の枠組み（重要分野及び重要物品における資格要件、職業及び一連の技能に関するもの）の理解及び同等性を向上させるための取組を支援する意図を有する。

第六条 IPEFサプライチェーン理事会

1 締約国は、各締約国の中央政府の関連する上級職員一名から成るIPEFサプライチェーン理事会を設置する。

2 各締約国は、この協定が自国について効力を生じた日の後三十日以内に、自国が指名した理事会の構成員を他の締約国に通報するものとし、その後は、自国が指名した構成員に関する変更について実行可能な

限り速やかに理事会に通報する。

3 理事会は、この協定の効力発生の日の後六十日以内に、かつ、その構成員の三分の二以上による承認の後、二年の任期で在任する議長を選出する。議長は、理事会の会合を招集し、及び理事会の活動を調整する。

4 理事会は、この協定の効力発生の日の後百二十日以内に、かつ、その構成員のコンセンサス方式による承認の後、その運営に関連する手続（意思決定、付託事項の見直し及び7(b)の規定による行動計画チームの設置のための手続を含む。）を規定する付託事項を定める。

5 各締約国は、毎年又は理事会の別段の決定に従って、第二条から前条まで及び第十一条の規定を実施するための自国の取組に関する報告書を理事会に提出する。

6 理事会は、その活動に係る秘密でない要約を定期的に公表することができる。

7 理事会は、毎年又は理事会の別段の決定に従って、対面又はバーチャル方式により、次のことを行うために会合する。

(a) 5の規定に従って提出された各締約国の報告書について検討し、及び議論すること。

- (b) 三以上の締約国が第十条の規定に従って通報した重要分野又は重要物品の強靱性^{じん}及び競争力を向上させるための勧告を提供する行動計画を策定するためのチームを設置すること（注）。

注 理事会は、行動計画チームを設置するに当たり、当該チームの活動を組織するため、当該チームの長を指名するものとする。

- (c) 理事会に提出された行動計画について検討し、及び議論すること。
- (d) 第八条7の規定に従って委員会が理事会に通報した労働者の権利に関する懸念及び勧告について検討し、及び議論すること。

- (e) 技能及び労働力の開発のための活動を支援する機会について議論すること。

8 理事会は、締約国の決定により、次のことを行うことができる。

- (a) 重要分野における貿易又は重要物品の貿易に影響を及ぼす政策、措置又は行動に関連する最良の慣行を策定する機会を探求すること。

- (b) I P E F サプライチェーンの強靱性^{じん}、効率性、生産性、持続可能性、透明性、多様化、安全性、公正性及び包摂性を強化するための政策、措置又は行動に関連して行う可能性がある協力について議論する

こと。

9 理事会は、技術援助及び能力開発によってIPEFサプライチェーンの強靱性^{じん}、効率性、生産性、持続可能性、透明性、多様化、安全性、公正性及び包摂性を向上させ得る分野を検討するものとする。

10 理事会は、IPEFサプライチェーンの強靱性^{じん}、効率性、生産性、持続可能性、透明性、多様化、安全性、公正性及び包摂性を向上させる方法に関する代表的な民間部門の助言を作成することを目的として、独立した仕組み（例えば、IPEFサプライチェーンに関連する最高経営責任者のフォーラム）の設立を検討することができる（注）。

注 締約国は、各締約国の経済において事業を行う企業の代表者を当該仕組みに含める意図を有する。

11 行動計画チームに参加することを選択した締約国は、当該チームを設置した日の後三十日以内に、中央政府の関連する職員一名を当該チームに対する自国の首席代表として指名する（注）。各締約国は、それぞれの行動計画チームに関連する専門知識に基づいて代表者を選定するよう努める。締約国は、その裁量により特定の行動計画チームに参加しないことを選択することができる。

注 各締約国は、首席代表に加え、いずれの行動計画チームについても追加的な政府の代表者を二名まで選定することができる。

ただし、各締約国の代表者の人数にかかわらず、いずれの行動計画に係る報告書、勧告又は活動に関しても、各締約国が投ずる権利を有する票数は、一票に限る。

12 行動計画チームの長は、当該チームを設置した日の後一年以内に、かつ、当該チームのコンセンサス方式による承認の後、当該チームを代表して理事会に対して行動計画を提出する。行動計画チームを設置した日の後一年以内にコンセンサスに達することができない場合には、当該チームの長は、理事会に対し、意見の不一致がある箇所を記載した暫定的な行動計画を提出する。

13 行動計画には、次の勧告を含めることができる（注）。

注 行動計画は、金融規制に関する事項、経済制裁又は金融政策を取り扱ってはならない。

(a) 重要分野又は重要物品について市場の集中が存在する場合において供給源の多様化を促進するための勧告

(b) 締約国の経済における原材料のニーズ、需要予測、製造能力、加工能力及び貯蔵の利用可能性に関する勧告

(c) 重要分野又は重要物品のための強靱な^{じん}サプライチェーンを支援するために必要なインフラストラク

チャー及び技能を有する労働力に関する勧告

(d) 重要分野又は重要物品に関連する物流上のボトルネック（税関所在地への、税関所在地からの及び税関所在地間の輸送に係る事項から生ずるボトルネックを含む。）を緩和するための勧告

(e) 空港及び港湾の接続を改善すること等を通じて連結性を強化するための勧告

(f) 重要分野又は重要物品に関連するサプライチェーンの効率性、生産性及び持続可能性を向上させ得る投資事業に対する共同融資に関する勧告

(g) 中小企業に特に重点を置きつつ、関連する重要分野又は重要物品のための事業取引のあっせんを加速させるための勧告

(h) サプライチェーンのぜい弱性を理解し、及びこれに対応するための民間部門の能力を助長するための勧告

(i) 重要分野又は重要物品のためのサプライチェーンの強靱性及び競争力を支援するための共同研究開発を円滑にするための勧告

(j) 重要分野における貿易又は重要物品の貿易を円滑にするための勧告（これらの貿易に対する障害の最

小化又は除去のための勧告を含む。)

14 各行動計画チームは、その勧告の作成に資するため、関連する多様な利害関係者（例えば、政府当局、民間部門、学界、非政府組織、代表的な労働者団体）と協議し、並びに当該利害関係者の意見及び助言を考慮するよう努めるものとする。

15 各行動計画チームは、締約国の中央政府、地域政府又は地方政府によって既に行われているサプライチェーンの強靱性^{じん}を構築するための活動を考慮すべきである。

第七条 I P E F サプライチェーン危機対応ネットワーク

1 締約国は、各締約国の中央政府の関連する上級職員一名から成る I P E F サプライチェーン危機対応ネットワークを設置する。

2 ネットワークは、次のことを行う。

(a) サプライチェーンの途絶の際に締約国間で関連する情報を迅速に周知するための緊急の連絡経路として機能すること。

(b) サプライチェーンの途絶への対応に関する協力を円滑にすること（第十二条に規定する行動を含

む。）。

(c) サプライチェーンの途絶に対応するための戦略を準備し、及び検証するための機会を締約国に提供するため、起こり得るサプライチェーンの途絶の範囲を想定した机上訓練、ストレステストその他これらに類する訓練の利用を検討すること（ネットワークは、これらの訓練又はテストから得られた結論を理事会と共有することができる。）。

(d) サプライチェーンの途絶への準備及び対応を円滑にし、並びにサプライチェーンの途絶がIPEFサプライチェーンに及ぼす悪影響を最小化するため、過去の経験並びに既存の政策及び手続を評価すること（ネットワークは、その評価から得られた結論を理事会と共有することができる。）。

3 各締約国は、実行可能な限り速やかに、この協定が自国について効力を生じた日の後三十日以内に、自国が指名したネットワークの構成員を他の締約国に通報するものとし、その後は、自国が指名した構成員に関する変更について実行可能な限り速やかにネットワークに通報する。

4 ネットワークは、実行可能な限り速やかに、この協定の効力発生の日の後六十日以内に、かつ、その構成員の三分の二以上による承認の後、二年の任期で在任する議長を選出する。議長は、ネットワークの会

合を招集し、及びネットワークの活動を調整する。

5 ネットワークは、実行可能な限り速やかに、この協定の効力発生の日の後百二十日以内に、かつ、その構成員のコンセンサス方式による承認の後、その運営に関連する手続（締約国が閣僚級又は首脳級の緊急会合を要請することができる状況を特定する手続及び付託事項の見直しを規定する手続を含む。）を規定する付託事項を定める。

6 ネットワークは、その活動に係る秘密でない要約を定期的に公表することができる。

第八条 IPEF労働者権利諮問委員会

1 締約国は、IPEFサプライチェーンの強靱性^{じん}、効率性、生産性、持続可能性、透明性、多様化、安全性、公正性及び包摂性を向上させるに当たって労働者の権利が果たす重要な役割を認識しつつ、次のことを行う意図を有する。

- (a) IPEFサプライチェーンにおける労働者の権利を誠実に尊重し、促進し、及び実現すること。
- (b) 高い水準の労働者の権利を推進する企業に対するより多くの投資の機会を促進する環境を創出すること。

(c) IPEFサプライチェーンにおける労働者の権利の促進を支援するための技術援助及び能力開発の機会を特定すること。

(d) 締約国の経済における労働者の状況を改善している慣行に焦点を当てること。

2 締約国は、各締約国の代表者三名 (a)労働に係る事項について責任を有する中央政府の上級職員一名、(b)労働者の代表者一名及び(c)使用者の代表者一名) から成るIPEF労働者権利諮問委員会を設置する。各締約国は、自国の労働者の代表者及び使用者の代表者をそれぞれ委員会に選定するため、自国の法令に従い、直近のILOの総会において自国を代表した自国の領域内の労働者団体及び使用者団体を招請する。当該労働者の代表者及び使用者の代表者は、第十三条に規定する要件に適合する秘密の取扱いに係る適当な要件に従う場合に限り、委員会に参加することができる。

3 各締約国は、この協定が自国について効力を生じた日の後三十日以内に、委員会の自国の代表者を他の締約国に通報する。締約国は、2の規定に従って代表者を交代させることができるものとし、実行可能な限り速やかに新たな代表者を委員会に通報する。

4 締約国は、委員会の構成員のうち中央政府の上級職員であるものから成る小委員会を設置する。

5 小委員会は、この協定の効力発生の日の後六十日以内に、かつ、その構成員の三分の二以上による承認の後、当該構成員の中から委員会の議長を選出する。議長は、二年の任期で在任し、再選されることができる。過去六年間のうちいずれかの期間において、同一の締約国の代表者が議長として連続する任期を務めている場合には、当該締約国の代表者を議長として選出してはならない。議長は、委員会の活動を調整し、及び少なくとも毎年一回委員会の会合を招集する。

6 委員会は、この協定の効力発生の日の後百二十日以内に、委員会及び小委員会の運営に関連する手続（意思決定、利益相反への対処、作業部会の設置及び付託事項の見直しのための手続を含む。）を規定する付託事項を起草する。当該付託事項は、小委員会の構成員のコンセンサス方式による承認の後確定される。

7 委員会は、締約国間の持続可能な貿易及び投資を促進すること、事業者その他の利害関係者が機会を特定し、及びリスクを最小化することを支援するために当該事業者その他の利害関係者に資源を提供すること並びに労働者の権利の促進を通じてIPEFサプライチェーンの強靱性を強化することを目的として、その活動を行う。このため、委員会は、労働者の権利に関する懸念であって、IPEFサプライチェーン

の強靱性^{じん}、効率性、生産性、持続可能性、透明性、多様化、安全性、公正性又は包摂性に対する重大なリスクをもたらすと認めるものを継続的に特定し、及び当該リスクに対処するための勧告を策定する。委員会は、理事会に対し、その特定された懸念、当該リスクに対処するための勧告（技術援助及び能力開発の機会を特定することを含む。）及び当該勧告の定期的な更新を通報する。

8 委員会は、ILOと協議の上、IPEFサプライチェーンにおける労働者の権利に関する分野別の技術的な報告書を二を上限として毎年作成する。当該報告書は、小委員会が選択した分野に焦点を当ててものでなければならない。適当な場合には一の経済に特有の関連する情報、締約国の経済における労働法令及び労働の慣行に関する研究、当該分野における労働者の権利に影響を及ぼす商慣習に関する分析並びに適当な場合には当該分野の労働者の状況を改善している締約国の慣行又は締約国の経済における企業の慣行の説明を含まなければならない。委員会は、当該報告書の写しを理事会に提出する。第十三条3の規定にかかわらず、委員会は、その構成員の三分の二以上による承認の後、当該報告書を公表するものとする（同条1の規定に従って秘密であると指定された情報を除く。）。

9 委員会は、労働者の権利を誠実に尊重し、促進し、及び実現するための締約国による取組を支援するた

め、その構成員の三分の二以上による承認の後、次の事項を公表することができる。

(a) 労働者の権利に関する特定された懸念であつてIPEFサプライチェーンに重大な影響を及ぼし得るものがある分野についての事業上の助言

(b) IPEFサプライチェーンにおいて事業を行う企業がデュー・デシリジェンスに係る指針（注）を実施することを支援するための最良の慣行に係る手引

注 当該指針は、二千十一年の国際連合のビジネスと人権に関する指導原則及び千九百七十七年のILOの多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（その改訂を含む。）に基づくべきである。

(c) IPEFサプライチェーンにおける労働者の権利の重要性に係る意識を向上させるための情報並びに企業及び締約国が労働者の権利を促進し、及び保護することを支援するための手段及び資源

(d) 委員会の活動に関する定期的な要約

10 委員会は、9の規定に従つて公表した事業上の助言及び最良の慣行に係る手引を定期的に見直し、並びに適当な場合にはその更新を公表する。

第九条 個別の施設における労働者の権利との抵触への対処

1 この条の規定の適用上、「対象施設」とは、一の締約国の領域内に所在する施設であつて零細企業（注）以外の企業によつて事業が行われているものをいう。

注 この条の規定の適用上、「零細企業」とは、従業員が二十人以下の会社をいう。

2 締約国は、一の締約国の経済における労働者の権利との抵触が他の締約国の経済のサプライチェーンに影響を及ぼし得ることを認識するとともに、IPEFサプライチェーン全体における労働者の権利を保護するに当たつて商慣行が果たす重要な役割を認識する。

3 各締約国は、この条の規定に従い、自国の法令に基づき、他の締約国の領域内に所在する対象施設における労働者の権利との抵触に係る申立て（電子的手段によるものを含む。）を受領するための報告の仕組みを定め、又は維持する意図を有する。

4 小委員会は、この協定の効力発生の日の後百八十日以内に、3の規定に基づく報告の仕組みの運用のための手引を策定する（注）。当該手引には、他の締約国の領域内に所在する対象施設における労働者の権利との抵触に係る申立てを一の締約国の報告の仕組みに提出するための共通の様式、申立てが適切に裏付けられ、かつ、IPEFサプライチェーンに影響を及ぼすおそれがあるかどうかを評価するに当たつて考

慮する基準、同時の及び重複した申立てを処理するための手続並びに7に規定する通報締約国及び施設所在締約国の手続の濫用を避けるための手続を含まなければならない。

注 小委員会は、手引の策定に当たり、関連する手引（例えば、経済協力開発機構の国別の連絡部局の運用に係る手続上の指針）を考慮することができる。

5 各締約国は、自国の法令に従い、かつ、4の規定に従って策定した手引を考慮し、3の規定に基づく報告の仕組みを通じて受領する申立ての受領及び検討の手続（締約国が6から8までの規定に従って秘密性を保持し、申立てが適切に裏付けられ、かつ、IPEFサプライチェーンに影響を及ぼすおそれがあるかどうかを評価し、同時の及び重複した申立てを処理し、並びに手続の濫用を避けるための手続を含む。）を策定する。

6 3の規定に基づく自国の報告の仕組みを通じて申立てを受領した締約国は、当該締約国の法令によって要求される場合を除くほか、当該申立て及びその補助的な情報（業務上の秘密の情報、企業の名称、当該申立てを補助するために用いた情報を提供した者を特定することとなる情報及び当該申立てに含まれる情報であって個々の労働者を特定することとなるもの）の秘密性を保持する。

7 労働者の権利との抵触であつて次の条件を満たすものに係る申立てを3の規定に基づく自国の報告の仕組みを通じて受領した締約国（この条において「通報締約国」という。）は、当該申立ての受領の日の後三十日以内に、その領域内に対象施設が所在する締約国（この条において「施設所在締約国」という。）に対して書面により通報することを約束する。その通報には、当該申立てを含まなければならぬ。ただし、当該通報には、当該申立てを提出した者若しくは当該申立てを補助するために用いた情報を提供した者を特定することとなる情報又は個々の労働者を特定することとなる情報を含めてはならない。施設所在締約国は、当該通報の受領の日の後十五日以内に、通報締約国に対して当該通報の受領の確認を書面により回答することを約束する。

- (a) 締約国の者によつて行われたものであること。
- (b) 他の締約国の領域内に所在する対象施設において生じたものであること。
- (c) 通報締約国が適切に裏付けられていると誠実に判断したものであること。
- (d) 通報締約国がIPETFサプライチェーンに影響を及ぼすおそれがあると判断したものであること。

8 施設所在締約国は、7の規定に従つて通報を受領した後、自国の関連する法令に従い、次のような取組

により申立てを検討する。通報締約国及び施設所在締約国は、それぞれの法令によって要求される場合を除くほか、当該申立て又は解決に達するためのそれぞれの締約国による取組を公に開示してはならない。

(a) 当該申立てに記載されている事実に関して対象施設及びその労働者と協議を行うこと。

(b) 他の関連する情報を入手すること。

(c) 状況に対処するために対象施設が利用可能な選択肢を探求し、及び当該選択肢について当該対象施設と協議を行うこと。

9 施設所在締約国は、7の規定に従って通報を受領した日の後六十日以内に、通報締約国に対し、申立てに関する施設所在締約国の最新の検討結果（当該申立てに対処するための施設所在締約国による取組を含む。）を書面により提供することを約束する。

10 施設所在締約国及び通報締約国は、9の規定に基づく最新の検討結果の伝達の日その後六十日以内に申立ての解決に達するよう誠実に対話を行うことを約束する。当該申立ての解決は、施設所在締約国の法令に適合するものでなければならない。

11 施設所在締約国及び通報締約国は、9の規定に基づく最新の検討結果の伝達の日その後六十日以内に、8

の規定に基づく検討の結果を考慮しつつ、10の規定に基づく申立ての解決に達しなかった場合には、次のいずれかのことを行うことを約束する。

- (a) 小委員会に対して当該申立て及びその状況について通報すること。
- (b) 相互の決定により、解決に達するために引き続き誠実に協力すること。この場合には、施設所在締約国及び通報締約国のいずれもが、その協力を終了させ、並びに小委員会に対して当該申立て及びその状況について通報することをいつでも選択することができる。

12 小委員会は、11の規定に従って提供された情報を検討した後、かつ、その構成員の三分の二以上による承認の後、次のことを行うことができる。

- (a) 施設所在締約国及び通報締約国に対し、申立ての解決に向けた取組を継続するよう奨励すること。
- (b) 理事会と協議の上、申し立てられた労働者の権利との抵触から生ずるIPEFサプライチェーンに対する悪影響に対処するための提案を策定すること。
- (c) 国際労働事務局及び適当な場合にはILOの現地事務所と申立てについて協議を行うこと。
- (d) 申立てにおいて特定された労働者の権利との抵触に類似するものに対処するための技術援助及び能力

開発の機会を特定すること。

13 小委員会は、11の規定に従って通報された全ての未解決の申立てを記載した公開の一覧表を保持する。

当該一覧表は、各申立てについて、次の事項を特定するものでなければならない。

- (a) 通報締約国
- (b) 施設所在締約国
- (c) 対象施設が事業を行う分野
- (d) 申立ての対象となっている労働者の権利
- (e) 申立てが当該一覧表に追加された日付

小委員会は、対象施設が事業を行う分野を記載すること自体が当該対象施設を特定することとなる場合には、当該分野を特定してはならない。

14 申立ては、次の場合には、13に規定する一覧表から削除されるものとする。

- (a) 解決に達した場合
- (b) 当該申立てが少なくとも四年の間当該一覧表に記載されており、かつ、小委員会がその構成員の三分

の二以上による承認の後に当該申立てを当該一覧表から削除することを決定した場合

第十条 重要分野又は重要物品の特定

1 締約国は、世界規模のサプライチェーンに対するリスクについての共通の理解を構築する意図を有するとともに、このことを支援するため、各締約国は、自国の重要分野又は重要物品を特定する。各締約国は、重要分野又は重要物品を特定するため、関連する多様な利害関係者（例えば、民間部門、政府当局、学界、非政府組織、代表的な労働者団体）と協議し、並びに当該利害関係者の意見及び助言を考慮する意図を有する。

2 各締約国は、自国の重要分野又は重要物品を特定するに当たり、次のような要素を考慮する意図を有する。

- (a) 自国の安全保障、公衆衛生及び安全又は重大若しくは広範な経済上の混乱の防止に対する潜在的な不足の影響
- (b) 単一の供給者又は単一の国、地域若しくは地理的な位置に対する依存の程度
- (c) 地理的な要因（現実の又は潜在的な輸送上の制約（特に、自国の島しょ地域又は遠隔地に関するも

の)を含む。)

- (d) 代替となる供給者又は供給地の利用可能性及び信頼性
- (e) 国内需要を満たすために必要となる輸入量
- (f) 国内の生産能力の利用可能性
- (g) 他の重要分野又は重要物品との相互関連性の程度

3 各締約国は、この協定が自国について効力を生じた日の後百二十日以内に、かつ、1及び2の規定に基づく特定の後、理事会を通じて他の締約国に対し、この協定に基づく協力のため、自国の重要分野又は重要物品の当初の一覧表を通報する(注)。

注 締約国は、自国の重要分野又は重要物品を特定するに当たり、世界税関機構が作成し、かつ、自国の関税品目表として実施されている商品の名称及び分類についての統一システムの品目表を使用することができる。

4 締約国は、理事会を通じて他の締約国に書面により通報することにより、いつでも自国の重要分野又は重要物品をその一覧表に追加し、若しくは当該一覧表から除去し、又は当該一覧表を変更することができる。

第十一条 サプライチェーンのぜい弱性に対する監視及び対処

1 各締約国は、自国のサプライチェーンのぜい弱性を検討し、並びに自国の重要分野又は重要物品の輸入に依存している程度、価格（適当かつ実行可能な場合に限る。）及び貿易量を監視するため、証拠及びデータに基づく方法を用いる意図を有する。

2 締約国は、サプライチェーンを特定し、及び監視するそれぞれの能力の開発を支援するための技術援助及び能力開発を探求する意図を有する。

3 締約国は、締約国の経済における企業間の関係の更なる構築を奨励し、及びIPEFサプライチェーンの強靱化^{じん}を推進するため、前条の規定に従い一の締約国によって通報された重要物品を供給し、又は重要分野において事業を行う企業に関する情報を、当該企業の同意を得た上で可能な範囲内で交換する意図を有する。

4 締約国は、適当な場合には、前条の規定に従い一の締約国によって通報された重要分野に影響を及ぼすサイバーセキュリティ事案への対応に当たって協力する意図を有する。その協力には、コンピュータ緊急対応チーム間の連絡、検出された攻撃（重要分野及びインフラストラクチャーを標的とするもの）に関連

する事案のデータの共有に係る標準的な手続の策定、事案への対応（可能な場合には、共同の対応を含む。）及び復旧に係る戦略の共有を含めることができる。

第十二条 サプライチェーンの途絶への対応

1 締約国は、サプライチェーンが途絶している場合又は急迫したサプライチェーンの途絶を予期する場合には、対面又はバーチャル方式でのネットワークの緊急会合を要請することができる。当該会合は、実行可能な限り速やかに、当該締約国が当該会合を要請した日の後十五日以内に行うべきである。

2 サプライチェーンの途絶に直面している、又は急迫したサプライチェーンの途絶を予期する締約国は、ネットワークの緊急会合を要請する場合には、ネットワークを通じ、サプライチェーンの途絶に関する次の情報を実行可能な限り速やかに共有する（共有することが可能かつ適当であり、及び共有する情報が秘密でない場合に限る。）。

(a) 当該締約国の安全保障、公衆衛生及び安全又は経済に対するサプライチェーンの途絶の影響又は予期される影響

(b) サプライチェーンの途絶の原因

- (c) サプライチェーンの途絶の予期される期間
- (d) サプライチェーンの途絶によって影響を受けるおそれがある分野
- (e) サプライチェーンの途絶に対する対応において当該締約国がとった又はとろうとしている措置
- (f) 他の締約国からの有用となる支援

3 各締約国は、可能な範囲内で、自国の法令、市場原理の尊重及び市場のゆがみを最小化するという目標に従い、かつ、民間部門によって主導され、又は実施されている行動に適切な認識を払いつつ、発生している、又は急迫したサプライチェーンの途絶に対する他の締約国の対応を支援することを約束する。その支援には、次のことを含めることができる。

- (a) 類似のサプライチェーンの途絶に対処する最良の慣行又は経験を共有すること。
- (b) サプライチェーンの回復を支援するため、締約国の経済における事業取引のあっせんを円滑にすること。
- (c) 影響を受けた物品の不足に対処するため、生産を増大させ、並びに生産物の一時的な転用及び転換を行うよう民間部門を奨励すること。

- (d) サプライチェーンの途絶の際に材料、物品及び商品の流通において一層の確実性を与えるため、自国の民間部門と対話を行うこと。
- (e) 適当な場合には、物品及び関連する不可欠なサービスの共同の調達及び提供を探求し、及び円滑にするること。
- (f) 代替の海路又は空路（複合一貫輸送のための輸送路及び輸送方法を含む。）及び適当な場合には海上輸送又は航空輸送の能力へのアクセスを円滑にし、及び特定すること。
- (g) 影響を受けた物品の移動を可能とするため、渡航に関する書類及び入国許可に関連する適当な手続に従って、並びに国際民間航空機関及び国際海事機関が策定し、かつ、各締約国が採用し、又は維持する乗組員の待遇に関する手引を考慮して、航空機及び船舶の乗組員の国境を越える移動を円滑にすること。
- (h) 港湾からの及び港湾への効率的な移動（特に混雑している港湾に係る移動）を支援するため、可能な適当な場合には、内陸部の輸送を円滑にすること。
- (i) サプライチェーンの途絶の際に物品又はサービスを過大な価格で販売することを防止する取組を行う

こと。

(j) 影響を受けた分野における物品の輸出を迅速に処理するための手続を採用し、又は維持すること。

(k) 影響を受けた分野における又は影響を受けた物品の退蔵を防止すること。

4 締約国は、サプライチェーンの途絶が生じている場合には、物品の不足を悪化させ、及びIPEFサプライチェーンに重大な影響を及ぼすこととなる unnecessary 行動を避ける意図を有する。

5 サプライチェーンの途絶に対して行動をとった各締約国は、適当な場合には、他の締約国が当該行動について知ることができるようにするため、当該行動に関連すると認める情報（例えば、簡潔な要約）をネットワークを通じて速やかに共有することができる。

第C節 例外及び一般規定

第十三条 秘密の取扱い（注）

注 秘密であると指定される情報に関する手続であって締約国の法令に規定されるものに基づく開示（国内の裁判所への開示を含む。）は、当該情報を不法な開示から保護するための適当な手続に従うことを条件として、この条に規定する各締約国の義務に抵触することとはならない。情報を受領する締約国は、秘密であると指定される情報が開示されることとなる場合には、その開示の

前に、当該情報を提供した締約国に通報する。

1 この協定に別段の明示の定めがある場合を除くほか、締約国がこの協定に関連する情報を他の締約国に提供する場合（IPEFサプライチェーン機関その他下部機関を通じて提供する場合を含む。）において、当該情報を秘密であると指定するとき（当該情報が業務上の秘密の情報であることを理由とするときを含む。）は、当該情報を受領する締約国は、当該情報の秘密性を保持する。当該情報を提供する締約国は、当該情報が公に周知されているものであると判断する場合には、当該情報を秘密であると指定してはならない。

2 この協定に別段の明示の定めがある場合又は締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、締約国がこの協定に関連する情報を他の締約国に提供する場合（IPEFサプライチェーン機関その他下部機関を通じて提供する場合を含む。）において、当該情報を秘密であると指定しないときは、当該情報を受領する締約国は、当該情報の開示又は利用が当該締約国の法令によって要求される場合を除くほか、当該情報の秘密性を保持する。

3 この協定に別段の明示の定めがある場合又は締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、IPEFサプ

ライチェーン機関その他下部機関によって作成された勧告、報告その他の文書は、秘密であると指定され、締約国によって公開されてはならない。

第十四条 情報の開示

この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の法令に反し、法令の実施を妨げ、業務上の秘密の情報を明らかにし、若しくは自国の公共の利益に反することとなる情報を開示し、若しくは提供し、又はそのような情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。

第十五条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。

(b) 締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

第十六条 実施

この協定は、各締約国が自国の利用可能な資源の範囲内で実施するものとする。

第十七条 ワイタング条約

1 この協定のいかなる規定も、ニュージーランドが、この協定の対象となる事項について、マオリ族に対してより有利な待遇を与えるために必要であると認める措置（ワイタング条約に基づく自国の義務の履行を含む。）を採用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が他の締約国の者に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は物品の貿易、サービスの貿易及び投資に対する偽装した制限として用いられないことを条件とする。

2 締約国は、ワイタング条約の解釈（同条約の下で生ずる権利及び義務の性質に関するものを含む。）が第十九条の規定に基づく協議の対象とならないことに合意する。

第十八条 WTOに関する義務

この協定のいかなる規定も、締約国に対し、世界貿易機関設立協定に基づく自国の義務に反する態様でこの協定を実施することを許容し、又は要求するものと解してはならない。

第十九条 協議

1 一の締約国が他の締約国によるこの協定の実施に懸念を有する場合にはいつでも、当該懸念を有する締約国（この条において「懸念を有する締約国」という。）は、当該他の締約国の連絡部局に書面により通報することにより協議を要請することができる。懸念を有する締約国は、その要請の理由を示し、また、当該他の締約国は、書面により速やかに回答する。

2 懸念を有する締約国は、その他の締約国の連絡部局に対して要請の写しを直ちに提供する。

3 懸念を有する締約国の要請及び当該要請を受けた締約国の回答によって当該要請の対象となっている懸念が解決されない場合には、当該回答の受領の日の後六十日以内の相互に決定する日に協議を開始するものとする。

4 協議を行う締約国は、実行可能な限り速やかに相互に満足すべき解決に達するよう努める。

第D節 最終規定

第二十条 連絡部局

1 締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日までに、又はその後可能な限り速やかに、この協定に関連する公式の連絡（この協定に別段の定めがあるものを除く。）のための総合的な連絡部局を指定

し、並びに当該連絡部局及び当該連絡部局への伝達手段を寄託者に対して書面により通報する。各締約国は、自国の連絡部局又は伝達手段に関する変更について実行可能な限り速やかに寄託者に対して書面により通報する。

2 1の規定に従って指定された連絡部局への連絡は、寄託者に通報された手段を通じて当該連絡部局に伝達した時に有効とみなされる。

第二十一条 効力発生

1 この協定は、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、フィジー共和国、インド共和国、インドネシア共和国、日本国、大韓民国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、アメリカ合衆国及びベトナム社会主義共和国による署名のために開放しておく。

2 この協定は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

3 この協定は、1に規定する国のうち少なくとも五の国が批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した日の後三十日で効力を生ずる。この協定は、1に規定する国であつて五番目の寄託の日の後にその批准

書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託したものについては、当該国が批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した日の後三十日で効力を生ずる。

第二十二條 代表の指名

1 批准書、受諾書又は承認書を寄託していない署名国は、この協定の効力発生の日の後三十日以内に、寄託者に対して書面により通報することにより、次の代表を指名することができる。ただし、当該代表が第十三条に規定する要件に適合する秘密の取扱いに係る適当な要件に従うことを条件とする。

(a) 各 I P E F サプライチェーン機関に対する代表となる中央政府の関連する上級職員一名

(b) 委員会に対する代表となる労働者の代表者及び使用者の代表者各一名（これらの代表者は、第八条 2 の規定に従って指名するものとする。）

2 1 の規定に従って指名された各代表は、この協定に基づいて関連する行動をとるため、関連する I P E F サプライチェーン機関の構成員として取り扱われる。

3 1 の規定に従って代表を指名した署名国は、I P E F サプライチェーン機関の下部機関に対する自国の代表として適当な職員を選定することができる。ただし、当該職員が第十三条に規定する要件に適合する

秘密の取扱いに係る適当な要件に従うことを条件とする。当該代表は、この協定に基づいて関連する行動をとるため、当該下部機関に対する代表者として取り扱われる。

4 1及び3の規定に従って指名され、又は選定された署名国の代表は、この協定が当該署名国について効力を生じた日又はこの協定の効力発生の日の後一年を経過した日のいずれか早い方の日まで、自己がその代表としてこの条の規定に従って指名されたIPEFサプライチェーン機関又は下部機関に参加することができる。

第二十三条 脱退

1 締約国は、この協定の効力発生の日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。脱退は、締約国が異なる期間について決定する場合を除くほか、寄託者が脱退の通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

2 1の規定にかかわらず、第十三条の規定は、この協定から脱退した国又は独立の関税地域について、同条の対象となる情報、勧告、報告その他の文書であつて、当該国又は独立の関税地域がその脱退の効力発生の後も保持するものについて引き続き効力を有する。

第二十四条 改正

1 締約国は、この協定の改正につき書面により合意することができる。改正は、全ての締約国が批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した日の後三十日で、又は締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、この協定の効力発生の日の後一年を経過した日又はこの協定が第二十一条1に規定する全ての国について効力を生じた日のいずれか早い方の日までこの協定を改正してはならない。

第二十五条 加入

1 国又は独立の関税地域は、全ての締約国の合意及び全ての締約国と当該国又は独立の関税地域との間で決定する条件に従ってこの協定に加入することができる。この協定は、加入する締約国が寄託者に対して加入書を寄託した日の後三十日で当該加入する締約国について効力を生ずる。

2 1の規定にかかわらず、いかなる国又は独立の関税地域も、この協定の効力発生の日の後一年を経過した日又はこの協定が第二十一条1に規定する全ての国について効力を生じた日のいずれか早い方の日までこの協定に加入することができない。

第二十六条 寄託者

- 1 この協定の原本及びその改正は、この協定の寄託者として指定されるアメリカ合衆国に寄託する。
- 2 寄託者は、全ての署名国及び締約国に対し、この協定の原本の認証謄本及びこの協定の改正の認証謄本を速やかに提供する。
- 3 寄託者は、全ての署名国及び締約国に対し、第二十条から前条までの規定に従って行われた通報若しくは通告又は寄託された批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の日付及び写しを提供する。

第二十七条 一般的な見直し

- 1 締約国は、別段の決定を行わない限り、この協定の目的を達成するに当たり、この協定を最新のものとし、及びこの協定を強化するため、五年ごとに、この協定の効力発生の日が属する月に一般的な見直しを開始する。締約国は、六箇月以内に当該見直しを完了すべきである。
- 2 見直しを完了した後、締約国がこの協定の改正につき決定する場合には、当該改正は、第二十四条1の規定に従って行われる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十三年十一月十四日にサンフランシスコで、英語により作成した。